

原型炉 R&D 棟他自動制御機器定期点検作業
仕様書

令和6年4月

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
六ヶ所フュージョンエネルギー研究所
管理部 工務課

1. 件名

原型炉 R&D 棟他自動制御機器定期点検作業

2. 目的

本作業は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）BAサイト原型炉 R&D 棟及び IFMIF/EVEDA 開発試験棟に設置している自動制御設備の機能維持を図るため、定期点検作業を実施するものである。

3. 納期

令和 6 年 10 月 31 日

4. 作業予定日時

受注後、量研との協議による。なお、原則として作業日及び時間帯は、土曜、日曜、祝日及び量研の定める休日を除く 9:00～17:30 とする。また、IFMIF/EVEDA 開発試験棟は実験装置のメンテナンス期間（8 月～9 月予定）に実施するものとする。

5. 作業実施場所

青森県上北郡六ヶ所村大字尾駸字表館 2 番地 166
量研 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所
原型炉 R&D 棟、IFMIF/EVEDA 開発試験棟

6. 業務内容

(1) 対象設備

自動制御機器及び装置（アズビル株式会社製）

7. 原型炉 R&D 棟

a. 空調換気廻り制御

盤名称：CP-002

設置場所：コールド機械室

点検機器：原型炉 R&D 棟 空調換気廻り制御参照（別添 M-01）

盤名称：CP-003

設置場所：ホット機械室

点検機器：原型炉 R&D 棟 空調換気廻り制御参照（別添 M-01）

b. 管理排水廻り制御

盤名称：CP-004

設置場所：RI 実験室

点検機器：原型炉 R&D 棟 管理排水廻り制御参照（別添 M-02）

4. IFMIF/EVEDA 開発試験棟

a. 空調換気廻り制御

盤名称：CP-002

設置場所：コールド機械室

点検機器：別添 IFMIF/EVEDA 開発試験棟 空調換気廻り制御参照
（別添 M-03）

b. 管理排水廻り制御

盤名称：CP-004

設置場所：空調ホット機械室

点検機器：別添 IFMIF/EVEDA 開発試験棟 管理排水廻り制御参照
（別添 M-04）

(2) 作業項目

7. 盤本体

- a 外観目視点検
- b 機器の取付状態確認

4. 自動制御機器・装置

- a 監視装置外観目視点検
- b 機器の取付状態確認
- c 差圧発信器出力状態確認
- d 各指示調節器模擬入力試験
- e 各変換器模擬入力試験
- f 各制御弁切替作動確認
- g 各警報出力点確認
- h 排水槽ポンプ作動確認

7. 作業に必要な資格等

- (1) 放射線業務従事者として業務を実施できること。(総括責任者及び管理区域内作業に従事する者)
 - (2) 酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者 (1名以上)
 - (3) 酸素欠乏危険作業特別教育修了者 (IFMIF/EVEDA開発試験棟地下ピット入場者)
- 上記 (2) 及び (3) の資格等に準ずるもの

8. 提出書類

下表に示す書類を提出すること。

| 書類名 | 提出総数 | 返却(内数) | 確認*1 | 指定様式 | 期限 |
|----------------|------|--------|------|------|-------------|
| 総括責任者届 | 2 | (1) | 不要 | 有 | 契約後速やかに |
| 従業員就業届 | 1 | - | 不要 | 有 | 作業開始 1 営業日前 |
| 再委託承諾願*2 | 1 | - | 要 | 有 | その都度 |
| 作業計画書*3 | 2 | (1) | 要 | 有*4 | 作業開始 1 週間前 |
| 資格証(写)*5 | 1 | - | 不要 | 有*4 | 〃 |
| 安全衛生チェックリスト | 1 | - | 要 | 有 | 〃 |
| リスクアセスメント実施報告書 | 1 | - | 要 | 有 | 〃 |
| 被ばく歴等証明書 | 1 | - | 要 | 有 | 入域 1 週間前 |
| 作業日報 | 1 | - | 不要 | 有 | 作業日ごと |
| 作業報告書 | 1 | - | 不要 | 無 | 作業完了後速やかに |
| 終了届*6 | 1 | - | 不要 | 無 | 〃 |

* 1 「確認」は次の方法で行う。

量研は、確認が必要な書類を受領した際に、受注者に確認の期限日を連絡する。修正が必要であると判断した場合は、当該期限日までに修正を指示するものとする。

* 2 再委託がある場合に提出する。量研が確認後、書面にて回答する。

* 3 作業工程表 (任意様式) と緊急時連絡体制表 (指定様式) を添付する。

* 4 表紙は指定様式とし、本文は任意様式とする。

* 5 「7. 作業に必要な資格等」の(2)及び(3)に示すもの。

* 6 件名及び契約番号を記載すること。

9. 検査条件

「8. 提出書類」の確認及び本仕様書に定められた業務が実施されたことを、量研職員が確認したことをもって検査合格とする。

10. 支給品・貸与品・撤去品

(1) 支給品

ア. 作業用電力及び水：量研指定箇所に限り支給可（無償）

(2) 貸与品

ア. 作業用土地：量研指定箇所に限り貸与可（無償）

イ. 竣工図書：1式

(3) 撤去品

特になし

11. 取合作業

特になし。

12. 特記事項

(1) 本作業は、関係法令、規則を遵守し、以下の基準等に準じて実施すること。

ア. 労働基準法

イ. 労働安全衛生法

ウ. 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所放射線障害予防規程

エ. 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所放射線安全取扱手引

オ. 六ヶ所フュージョンエネルギー研究所諸規則

(2) 受注者は量研が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的に求められていることを認識し、量研の規程等を遵守し、安全性に配慮し業務を遂行する能力を有する者を従事させること。

(3) 受注者は業務を実施することにより取得した当該作業に関するデータ、技術情報、成果その他の全ての資料及び情報を量研の施設外に持ち出して発表若しくは公開し、又は特定の第三者に対価を受け、若しくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により量研の承諾を受けた場合はこの限りではない。

(4) 受注者は異常事態等が発生した場合、量研の指示に従い行動すること。

(5) 受注者は火災・人身事故等が発生した場合、量研の定める通報連絡基準に則り対応すること。

(6) 構内は全面禁煙とする。

(7) 交通法規を遵守することはもとより、作業現場周辺の交通に障害を与えないこと。万一生じた紛争は、受注者が自主的に解決するものとし、量研は一切責任を負わない。

(8) 作業に起因する第三者の苦情及び損害復旧については、受注者の負担と責任により遅滞なく実施すること。

(9) 作業に必要な機器類等は、受注者の責任において用意すること。

(10) 撤去品の処分については、量研が指定する物品、資材等は構内指定場所へ運搬し、その他の物は受注者の責任において適正に処分すること。

(11) 作業の際は、建物及び室内の器物等を毀損しないように注意すること。万一毀損した場合は量研職員の指示に従い、同等の材料にて復旧するものとする。

(12) 本作業は管理区域内作業であるため、別紙に定める事項を遵守すること。

13. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するに当たり、受注者を代理して直接指揮命令する者として総括責任者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

(1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令

(2) 本契約業務履行に関する量研との連絡及び調整

(3) 受注者の従事者の規律秩序の保持及びその他本契約業務の処理に関する事項

14. グリーン購入法の推進

(1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用すること。

(2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

15. 協議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、量研と協議の上、その決定に従うものとする。

以 上

管理区域内作業等について

(総則)

- 第1条 受注者は、管理区域における作業及び工事（以下「作業等」という。）の実施にあたり、量研の定める放射線安全関係諸規定（以下「放射線規定」という。）を遵守しなければならない。
2. 受注者は、前項によるほか、量研又は量研の係員が安全確保のために行う指示に従わなければならない。
3. 受注者は、放射線規定又は前項の指示に関し不明若しくは疑義がある場合は、すべて量研又は量研の係員に問合せ、確認しなければならない。

(放射線業務従事者名簿)

- 第2条 受注者は、契約締結後速やかに量研の定める様式に従って作業等に従事する者（以下（放射線業務従事者等）という。）の名簿を作成し、量研に届け出なければならない。ただし、量研がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
2. 受注者は、前項により届け出た名簿に変更があった場合若しくは量研が放射線業務従事者等として不相当と認め変更を要請した場合は、速やかに変更名簿を量研に届け出なければならない。ただし、量研がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。
3. 受注者は、必要に応じて、作業開始前までに指定登録依頼書を、作業終了後に指定解除登録依頼書を量研に届け出なければならない。
4. 前各項に定めるところによるほか、量研の指示に従わなければならない。

(被ばく管理)

- 第3条 受注者は、放射線業務従事者等の個人被ばく管理を行い、放射線業務従事者等が線量当量限度を超えて作業等を行うことがないようにたえず留意しなければならない。
2. 受注者は、前項の被ばく管理により、作業等に不相当と認められる者がある場合は、交替等適切な措置を講じなければならない。
3. 量研は、受注者が前項の措置を講じなかった場合は、受注者に対し必要な措置を講ずるよう指示することができる。
4. 量研は、受注者に個人線量計を貸与した場合は、当該作業等による放射線業務従事者等の線量当量を受注者に通知しなければならない。

(健康管理)

- 第4条 受注者は、放射線業務従事者等の放射線障害を防止するため健康管理に留意するものとし、必要ある場合は、血液検査等の検査を自己の責任と負担で行わなければならない。
2. 受注者は、健康管理に関して、量研の助言を求めることができる。

- 第5条 受注者は、放射線業務従事者等について登録管理機関への線量当量の登録管理に必要な登録等の手続きを、自己の責任と負担で行わなければならない。

(教育訓練)

- 第6条 受注者は、放射線業務従事者等に対し、積極的に安全教育及び訓練を行わなければならない。

(原子力損害)

- 第7条 量研は、「原子力損害の賠償に関する法律」に定める原子力損害が生じた場合であって、その損害が受注者又は受注者の放射線業務従事者等の故意により生じたものであるときは、受注者に対して求償することができる。